

(設置)

第1条 この要綱は、松江市が発注する工事の請負契約に係る入札の執行において、一定の基準となる価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施工が可能であるか否かの審査を行うため、松江市公共工事低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(調査審議事項)

第2条 調査委員会は、入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)の調査の要請により、調査基準価格を下回る価格で入札が行われ、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、調査審議するものとする。

(構成)

第3条 調査委員会の構成員等は、松江市建設工事入札参加者等選定要領(平成17年松江市告示第17号)第9条の規定を準用する。

2 委員長は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、入札執行者の要請を受けて委員長が招集する。

(調査部会)

第6条 調査委員会は、第2条の規定により調査審議した結果を速やかに入札執行者に通知するものとする。

(事務局)

第7条 調査委員会の事務局は、契約検査課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市告示第149号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。